目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

３．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）
本手数料率は、ＩＦＡが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

４．当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年５月
・資本金	12,200 百万円
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と暗証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
　　： 携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： ８時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2021 年８月）
KTM_TOUSHIN_2.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合

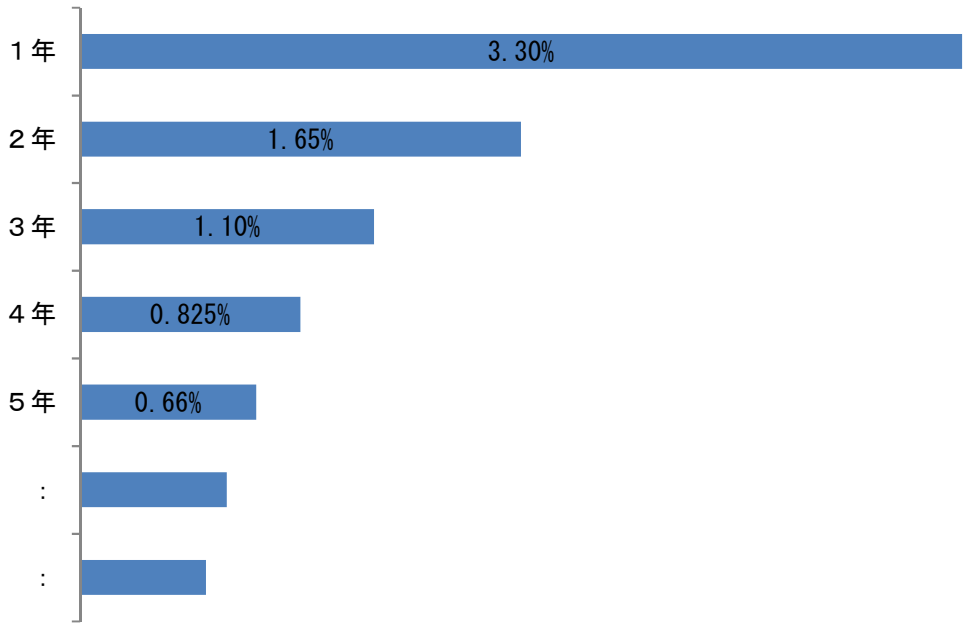

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

nikko am
Nikko Asset Management

投資信託説明書
（交付目論見書）
2023.3.16

ノーロード・シンガポール高配当株式フォーカス（毎月分配型）

追加型投信／海外／資産複合

日興アセットの
ノーロード シリーズ

●本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社　　金融商品取引業者　　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は
日興アセットマネジメント

●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「ノーロード・シンガポール高配当株式フォーカス（毎月分配型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年3月15日に関東財務局長に提出しており、2023年3月16日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産（投資信託証券（資産複合資産配分変更型（株式 一般、不動産投信）））	年12回（毎月）	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	日興アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	22兆9,546億円

（2022年12月末現在）

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、シンガポール証券取引所上場の相対的に高い配当利回りが期待できる株式や不動産投信に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 主として、シンガポール証券取引所上場の高配当株式に投資し、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

◆このほかに、シンガポール証券取引所上場のREIT（不動産投信）およびシンガポール以外のアジア諸国などの取引所に上場する株式やREITなどに投資する場合があります。

※外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。

2 日興アセットマネジメント アジア リミテッドが運用を行ないます。

◆アジア資産の運用に特化し、長年の経験を有する日興アセットマネジメント アジア リミテッドが、当ファンドの主要投資対象である「シンガポール・ディビデンド・エクイティ・ファンド（JPYクラス）」の運用を行ないます。

3 原則として、毎月、収益分配を行なうことをめざします。

◆値上がり益および配当等収益などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。

◆毎月15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

シンガポール株式の魅力

◆シンガポールは、アジア地域における地理的優位性や充実したビジネスインフラなどを背景に、金融･投資、貿易などにおけるアジアのゲートウェイとしての役割を担っており、企業がアジアに広がるビジネスチャンスを活かし易い環境にあると考えられます。
◆アジア地域の相対的に高い経済成長見通しに加え、シンガポールの積極的な産業振興策やアジア各国との経済連携強化などにより、企業活動･収益の拡大が期待されます。

魅力①
アジアの成長を享受
今後も高成長が期待されるアジア地域の成長を取り込むことで、企業収益の拡大が期待されます。

魅力②
アジアの金融センター
世界トップレベルのビジネスインフラを有し、今後もアジアの金融センターとして発展が期待されます。

魅力③
積極的なFTA戦略
関税の撤廃など自由貿易の推進に伴ない、貿易や投資の拡大を通じた企業収益の拡大が期待されます。

“小国でも、国の成長戦略による高水準な投資環境構築を強みに、収益機会は大きい”

地理的優位性
シンガポールは、東南アジアの中心に位置し、アジア進出の拠点として、今後も自由貿易の推進や近隣諸国への投資拡大による成長が期待されます。

＋

高い国際競争力
政府の企業優遇政策、質の高い労働力、充実したビジネスインフラなどにより、シンガポールに拠点を置く企業は高い国際競争力を持ち続けると期待されます。

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

高配当株式の魅力

◆高い収益成長が期待されている企業の株式、いわゆる成長株式の場合、収益の変動などに伴ない、株価も上下に大きく変動する傾向があります。これに対し、高配当株式の場合、一般に、収益成長率はさほど高くないものの、強固な事業基盤を有していることなどから、収益が相対的に安定している企業が多く、株価も安定的に推移する傾向があります。
◆シンガポール株式の配当利回りは、アジア･オセアニア株式の中で比較的高く、魅力的な水準にあります。

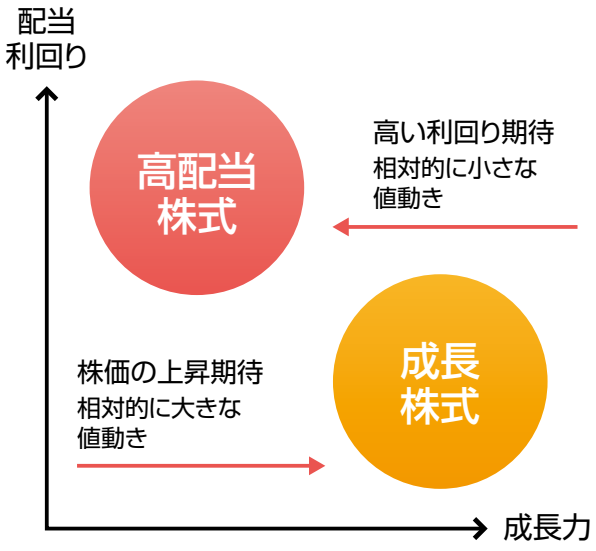

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

アジア･オセアニア各国･地域の株式配当利回り

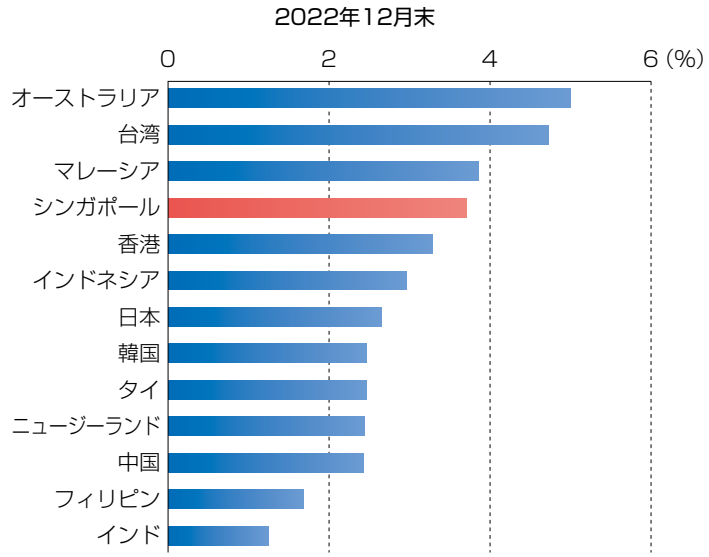

（MSCIの各国･地域指数をもとに日興アセットマネジメントが作成）

※グラフ･データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

運用プロセス

◆当ファンドの主要投資対象である「シンガポール・ディビデンド・エクイティ・ファンド」の運用プロセスは以下の通りです。

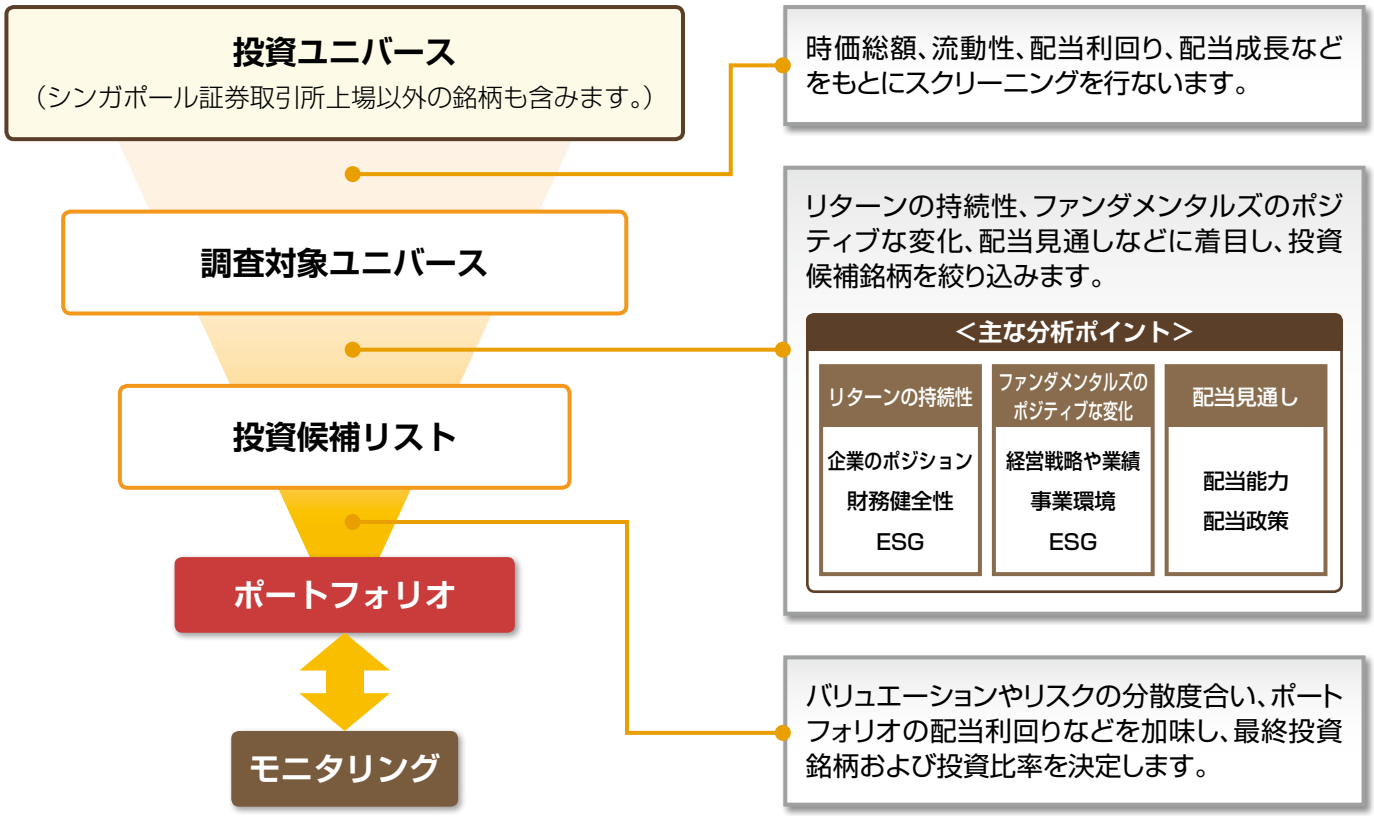

※上記は、2022年6月末現在のプロセスであり、将来変更される場合があります。

日興アセットマネジメント アジア リミテッドについて

◆1982年設立の日興アセットマネジメント アジア リミテッドは、アジア金融市場の中心地であるシンガポールを拠点として、長年にわたり、各国中央銀行、政府系企業、年金基金、金融機関などの多様な顧客の資産運用を行なっています。

長年の運用経験と実績

- 「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」は、「日興アセットマネジメント シンガポール リミテッド」とDBS銀行傘下の「DBSアセットマネジメント リミテッド」の統合により誕生しました。
- 1982年以来長きにわたるアジアでの資産運用ビジネスを通じて築き上げた各国の中央銀行、政策決定者、シンクタンクや企業などとのネットワークを活用し、リサーチに活かしています。
- ビジネス環境、ファンダメンタルズ、金融・為替政策などについての深い知識や洞察力をもとに、投資判断を行ないます。
- トップダウンのマクロ経済分析に加えて、ボトムアップの銘柄選定を組み合わせた投資スタイルで運用を行ないます。
- 長期的なパフォーマンスを重視すると同時に、分散投資および緻密な調査によってリスク管理を行ない、ポートフォリオの最適なリスクリターンを追求します。

（2022年6月末現在）

ファンドの仕組み

◆当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

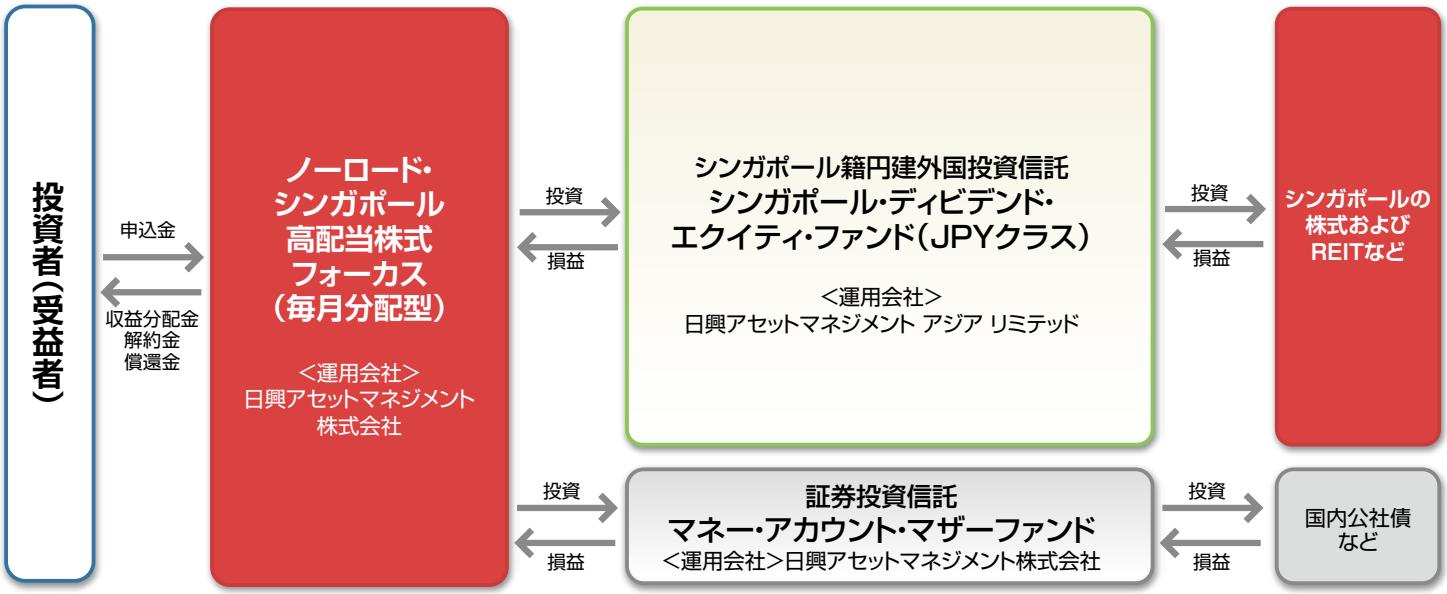

◆主な投資制限

・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

◆分配方針

・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

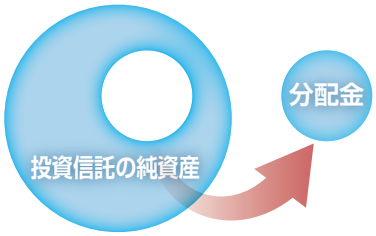

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

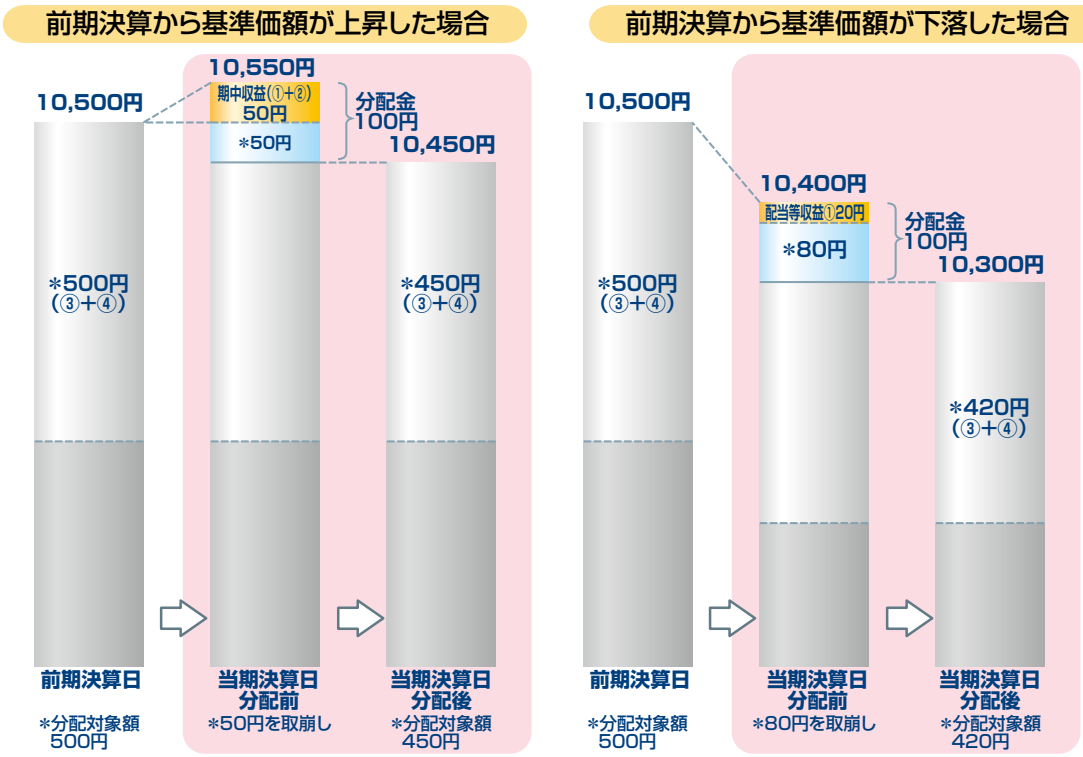

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

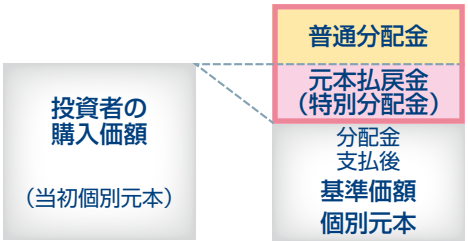

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

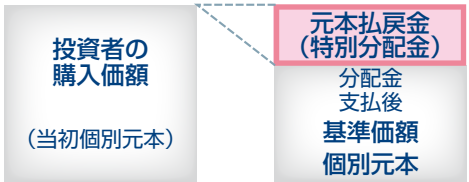

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

・普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
・元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識･検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式および不動産投信を実質的な投資対象としますので、株式および不動産投信の価格の下落や、株式および不動産投信の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済･政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
・不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴なう不動産の滅失･毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

・投資した企業の経営などに直接･間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。
※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

○上記部門はリスク管理／コンプライアンス関連の委員会へ報告／提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2022年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

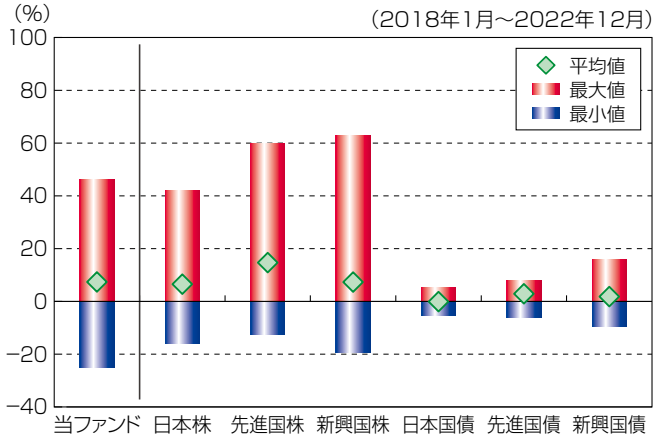

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.3%	6.5%	14.7%	7.3%	-0.1%	2.9%	1.8%
最大値	46.1%	42.1%	59.8%	62.7%	5.4%	7.9%	15.7%
最小値	-25.1%	-16.0%	-12.4%	-19.4%	-5.5%	-6.1%	-9.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2018年1月から2022年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大･最小･平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>
日本株……東証株価指数（TOPIX、配当込）
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス（配当込、円ベース）
新興国株……MSCIエマージング･マーケット･インデックス（配当込、円ベース）
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル･ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

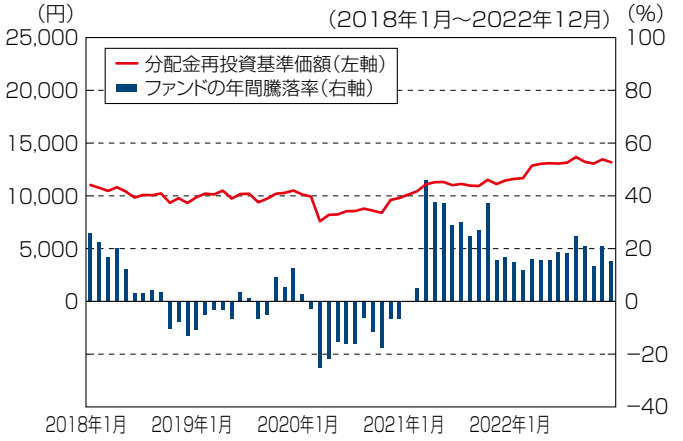

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2018年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

運用実績

2022年12月30日現在

基準価額・純資産の推移

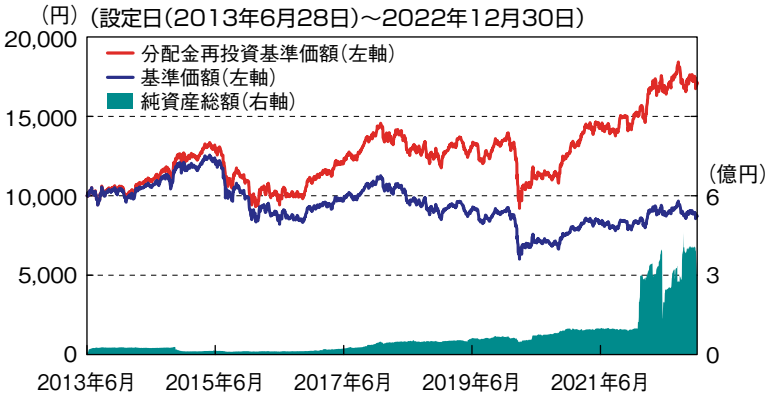

基準価額…… 8,714円
純資産総額…… 3.46億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、1万口当たり）

2022年8月	2022年9月	2022年10月	2022年11月	2022年12月	直近1年間累計	設定来累計
60円	60円	60円	60円	60円	720円	6,090円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

シンガポール・ディビデンド・エクイティ・ファンド（JPYクラス）	82.9%
マネー・アカウント・マザーファンド	0.1%

シンガポール・ディビデンド・エクイティ・ファンド（JPYクラス）のポートフォリオの内容

＜上場国別構成比＞

シンガポール	92.5%
香港	2.2%
フィリピン	0.8%
その他	4.5%

＜業種別構成比＞

金融	29.6%
不動産	22.3%
資本財・サービス	20.7%
生活必需品	9.0%
公益	7.1%
情報技術	4.0%
通信サービス	1.6%
その他	5.8%

＜組入上位10銘柄＞（組入銘柄数:42銘柄）

	銘柄	上場国	業種	比率
1	United Overseas Bank Ltd. (Singapore)	シンガポール	金融	9.5%
2	DBS Group Holdings Ltd	シンガポール	金融	8.8%
3	Oversea-Chinese Banking Corporation Limited	シンガポール	金融	8.7%
4	Keppel Corporation Limited	シンガポール	資本財・サービス	7.5%
5	Wilmar International Limited	シンガポール	生活必需品	5.2%
6	Sembcorp Industries Ltd.	シンガポール	公益	5.0%
7	CapitaLand Investment Limited	シンガポール	不動産	4.1%
8	Jardine Cycle & Carriage Limited	シンガポール	資本財・サービス	2.9%
9	Jardine Matheson Holdings Limited	シンガポール	資本財・サービス	2.7%
10	Singapore Technologies Engineering Ltd	シンガポール	資本財・サービス	2.6%

※日興アセットマネジメント アジア リミテッドより提供された情報です。
※当外国投資信託における数値です。

年間収益率の推移

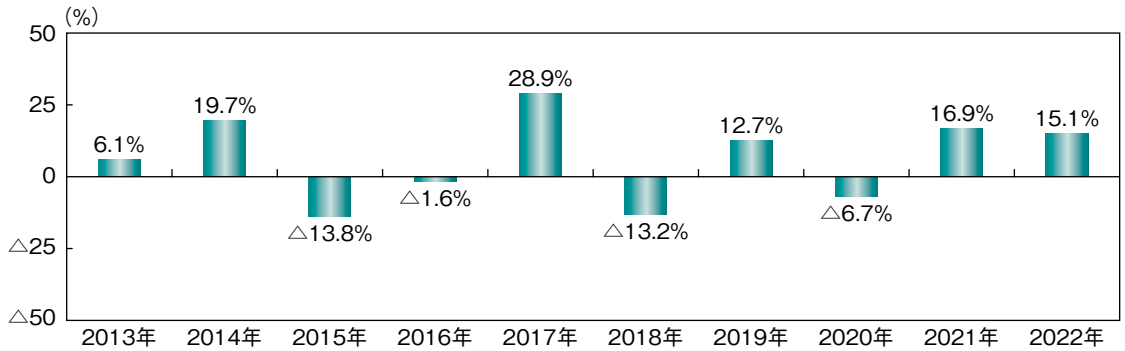

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※当ファンドには、ベンチマークはありません。
※2013年は、設定時から2013年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続･手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して７営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2023年3月16日から2023年6月13日まで ※当ファンドは、2023年6月15日をもって信託期間が終了いたします。
購入･換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入･換金の申込日がシンガポール証券取引所の休業日に該当する場合は、購入･換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入･換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2023年６月15日まで（2013年６月28日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ･ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ･繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ･やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス　www.nikkoam.com/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年２回（６月、12月）および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ･公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ･配当控除の適用はありません。 ･益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	**ありません。**
信託財産留保額	**ありません。**

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

<table>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用
(信託報酬)</td><td>当ファンド</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.045%(税抜0.95%)
運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＜運用管理費用の配分(年率)＞
<table>
<tr><td colspan="4">運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr>
<tr><td>0.95%</td><td>0.17%</td><td>0.75%</td><td>0.03%</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr>
</table>
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託証券</td><td>純資産総額に対し年率0.55%程度</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td>純資産総額に対し年率1.595%(税抜1.5%)程度
※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の
費用・手数料</td><td>諸費用
(目論見書の
作成費用など)</td><td>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額
①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</td></tr>
<tr><td>売買委託
手数料など</td><td>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2023年3月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

メモ

nikko am
Nikko Asset Management

Ⓟ